

こう れい しゃ しょうがいしゃ じ りつ ち いき せい かつ し えん
高齢者や障害者の自立した地域生活を支援します。

ち ば けん こう けん し えん せ ん た ー
千葉県後見支援センター

すまいる

「すまいる」は愛称です。

高齢者や障害者の方々が、安心して、笑顔（スマイル）で、自立した地域生活を送るために必要な支援をします。



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

☎043-245-1101 (代) FAX043-244-5201

<http://www.chibakenshakyo.com>

日常生活自立支援事業 って どんなことを

にち じょう せい かつ おく うえ じゅう ぶん はん だん
日常生活を送る上で、十分な判断が

かた からだ じ ゆう かた ち いき
できない方や、体の自由がきかない方が地域で

あん しん せい かつ し えん ふく し
安心して生活できるように支援する福祉サービスです。



ふく し なに
福祉サービスって何が
あるんだろう？

1

ふく し あん しん
福祉サービスを安心して
ご利用できるように
お手伝いします。

たと
例えば、

- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
- 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
- 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。

ふく し り よう えん じょ
〔福祉サービス利用援助〕



にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう り よう ちゅう せん もん か えん じょ じょ げん ひつ よう ば あい
日常生活自立支援事業をご利用中に専門家の援助や助言が必要になった場合には
弁護士・司法書士・社会福祉士の紹介サービスもご利用になれます。

してくれるの？

※「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。
社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。

かね かん り
お金の管理が
しん ばい
心配



2

まい にち か
毎日のくらしに欠かせない
かね だ い
お金の出し入れを
て つだ
お手伝いします。

ざい さん かん り
〔財産管理サービス〕

たと
例えば、

- い りょう ひ ぜい きん こう きょう りょう きん とう
医療費、税金、公共料金等を
し はら て つだ
支払うお手伝いをします。
- あなたの通帳から生活に必要なお金を
はら だ わた
払い出してお渡しします。
また、あす い
預け入れすることもできます。



あら？

つうちょう ねんきん しょう しょう
通帳や年金証書を
お わす
どこに置いたか忘れてしまう

3

たい せつ しょう るい いん かん
大切な書類や印鑑などを
あす
お預かりします。

ざい さん ほ ぜん
〔財産保全サービス〕

あす
お預かりできるもの

- ねん きん しょう しょう よ ちよ きん づう ちやう ふ どう さん けん り しょう しょう けい やく しょう るい
年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類
- じつ いん ぎん こう いん
実印、銀行印
- た しゃ かい ふく し きやう ぎ かい
その他社会福祉協議会が
てき とう みと しょう るい
適当と認めた書類



※財産保全サービスのみのご利用はできません。

また、ほう せき こつ とう ひん き ぎん ぞく るい かぶ けん ゆう か しょう けん
又、宝石、骨董品、貴金属類、株券、有価証券などはお預かりできません。

日常生活自立支援事業サービス利用までの流れ

1 相談



お近くの市町村社会福祉協議会（社協）が相談窓口です。困っていることがあれば気軽に相談して下さい。

2 訪問



社会福祉協議会の専門員がお宅を訪問し、困っていることなどをお聞きします。

契約締結審査会



安心して利用していただくために



「契約締結審査会」では、法律、医療、福祉の分野の専門家が利用者の契約にあたっての判断能力の有無、支援内容が適しているかどうかの審査を行います。又、連携体制を図る「関係機関連絡会議」が設置されています。



利用者の苦情相談やその解決に取り組む、事業の信頼性や的確性を高めるために、「運営適正化委員会」が設置されています。

■相談や支援計画の作成は無料

■生活支援員（専門員による臨時支援を含む）による

	1 回の支援時間	料 金
福祉サービス 利用援助	1 時間未満	500 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,000 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	1,500 円
以降、同様に 30 分毎に 500 円加算		
年会費	年間 3,600 円（月額 300 円）	

3 支援計画作成・契約



ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。その計画で良ければ契約します。

4 支援の開始



支援計画に基づいて定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。

利用料 (1ヶ月の合計時間で請求いたします)

■生活保護世帯は無料

■弁護士、司法書士、社会福祉士紹介サービスは無料

支援は有料

生活支援員の交通費
(生活支援員の自宅から利用者宅の往復に要する移動時間)

1回の往復時間

30分未満

30分以上1時間未満

1時間以上

料金

無料

500円

一律1,000円

財産保全サービス

年間3,000円(月額250円)

「専門員」

ご本人の生活状況の確認をして契約までの調整を行い支援計画を作ります。また関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。

「生活支援員」

各市町村社会福祉協議会からの推薦を受け、利用者宅を定期的に訪問し、直接支援します。



活用しよう。生活を支え、財産を守るための

成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

判断能力が衰える前

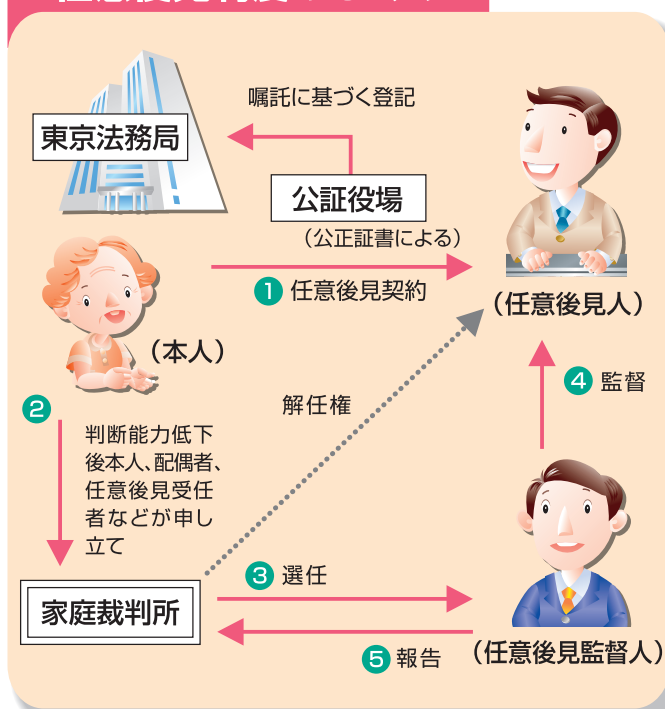
任意後見制度

任意後見制度とは、判断能力が低下した時に備えて、判断能力が十分にあるうちに信頼できる任意後見人（代理人）を自ら選び、財産管理や療養看護に関しての事務手続きについて代理権を与える任意後見契約を結ぶ制度です。

この契約は公正人の立会いのもと公正証書で結びます。

この契約の効力は将来、判断能力が低下した後に生じます。その際、家庭裁判所は任意後見監督人を選任します。任意後見監督人が任意後見人を監督することで任意後見人の権利の濫用を防止し、本人の保護を図るようになっていきます。

任意後見制度のしくみ

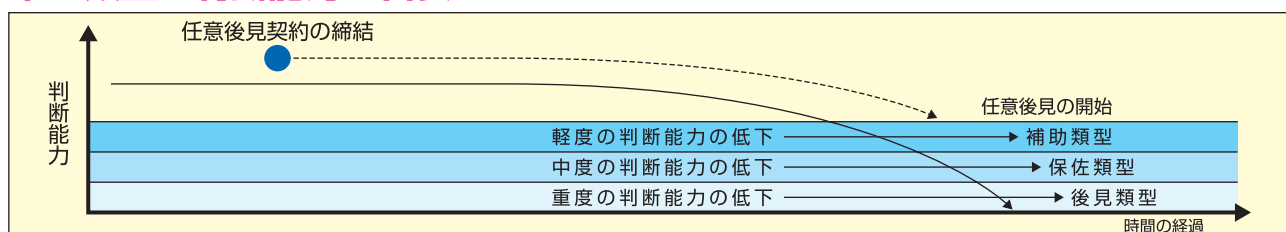


判断能力が衰えた後

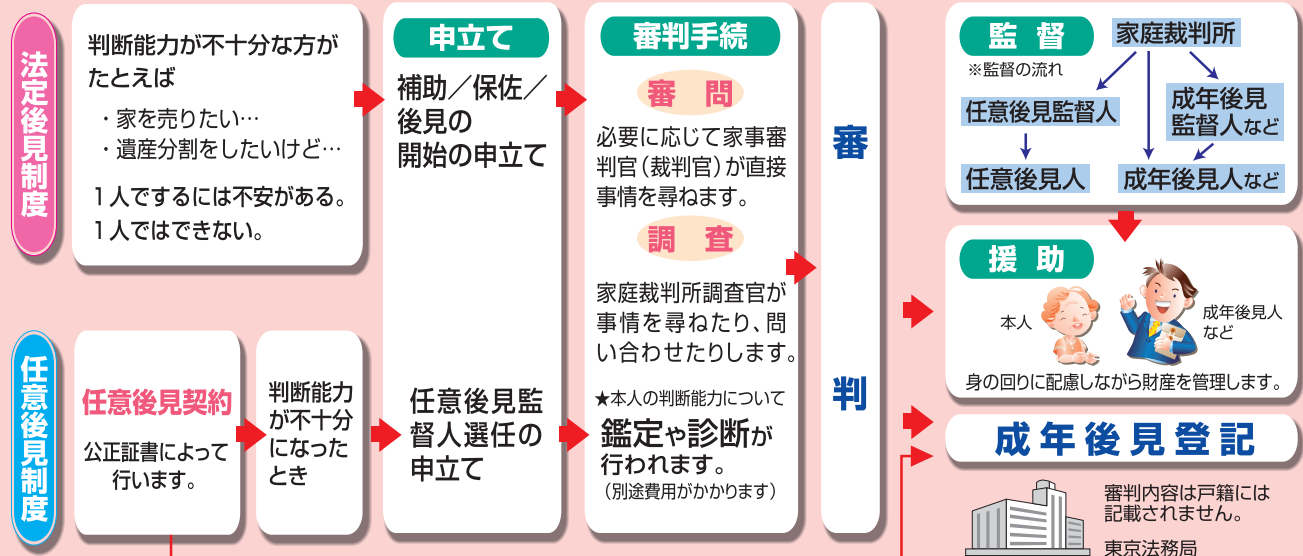
法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力が一定以下に低下した後に、その能力の程度や保護の範囲に応じて三つの類型（補助、保佐、後見）に分けて保護する制度です。

申立類型と判断能力の目安



もうしたて て つづ なが 申立手続きの流れ



せい ねん こう けん せい ど かん と あ さい 成年後見制度に関する問い合わせ先

■成年後見制度の申立受付・相談

	管 轄 区 域	
千葉家庭裁判所	千葉市全区・習志野市・市原市・八千代市	043 (222) 0165
// 市川出張所	市川市・船橋市・浦安市	047 (336) 3002
// 佐倉支部	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡	043 (484) 1215
// 一宮支部	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡	0475 (42) 3531
// 松戸支部	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市	047 (313) 0153
// 木更津支部	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	0438 (22) 3774
// 館山支部	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	0470 (22) 2273
// 八日市場支部	銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・匝瑳市・東金市・山武市・多古町・山武郡	0479 (72) 1300
// 佐原支部	旭市(旧干潟町のみ)・香取市・神崎町・東庄町	0478 (52) 3040

■成年後見人等の紹介、手続支援、相談等

千葉県弁護士会高齢者・障害者支援センター	043 (227) 8431
社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	043 (301) 7831
千葉県社会福祉士会・成年後見センター「ばあとなあ千葉」	043 (238) 2866
NPO法人 千葉県成年後見支援センター	043 (221) 4192

■任意後見契約について

千葉公証人会	043 (224) 1408
--------	----------------

■成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課	03 (5213) 1234
-----------------	----------------



※千葉県後見支援センターでは、成年後見制度の内容や申立手続方法、費用等をわかりやすく解説した「成年後見制度～利用の手続き～」(税込 500円)を販売しています。資料編には成年後見制度を利用する際の関係機関の一覧をはじめ、申立書等の諸様式、鑑定書や診断書を作成する際のガイドライン等も掲載しています。購入ご希望の方は千葉県後見支援センターまで電話又はFAX、Eメールでご注文ください。

県内の後見支援センター等一覧

○初期相談はお近くの市町村社会福祉協議会が行いますが、その後は地域別に以下のセンター（機関）等が担当いたします。

流山市社会福祉協議会

〒270-0157
流山市平和台2丁目1番地の2
TEL/04(7159)4735
FAX/04(7159)4736

かしわ広域後見支援センター
(柏市社会福祉協議会)

〒277-0005
柏市柏5-11-8
TEL/04(7165)1144
FAX/04(7163)9199

我孫子市社会福祉協議会

〒270-1166
我孫子市我孫子1861
TEL/04(7184)1539
FAX/04(7184)9929

ふなばし高齢者等権利擁護センター
(船橋市社会福祉協議会)

〒273-0005
船橋市本町2-7-8
TEL/047(431)7560
FAX/047(431)2678

八千代市社会福祉協議会

〒276-0046
八千代市大和田新田312-5
TEL/047(483)3021(代)
FAX/047(483)3083(直)

まつど広域後見支援センター
(松戸市社会福祉協議会)

〒271-0094
松戸市上矢切299-1
TEL/047(368)0349
FAX/047(368)0203

かとり広域後見支援センター
(香取市社会福祉協議会)

〒287-0001
香取市佐原口2116-1
TEL/0478(54)4405
FAX/0478(54)4797

いちかわ社協てるぼサポート
(市川市社会福祉協議会)

〒272-0026
市川市東大和田1-2-10
TEL/047(320)4001
FAX/047(376)8555

成田市社会福祉協議会

〒286-0017
成田市赤坂1-3-1
TEL/0476(27)7755
FAX/0476(27)1263

うらやす成年後見・生活支援センター
(浦安市社会福祉協議会)

〒279-0042
浦安市東野1-7-1
TEL/047(355)5271
FAX/047(355)5277

あさひ広域後見支援センター
(旭市社会福祉協議会)

〒289-2504
旭市二の5127
TEL/0479(62)2944
FAX/0479(62)2944

習志野市社会福祉協議会

〒275-0025
習志野市秋津3-4-1
TEL/047(452)4161
FAX/047(451)8211

さんむ広域後見支援センター
(山武市社会福祉協議会)

〒289-1306
山武市白幡1627
TEL/0475(82)7111
FAX/0475(82)7318

千葉市成年後見支援センター
(千葉市社会福祉協議会)

〒260-8618
千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ
TEL/043(209)6000
FAX/043(209)6021

さくら広域後見支援センター
(佐倉市社会福祉協議会)

〒285-0013
佐倉市海隣寺町87
TEL/043(484)0698
FAX/043(486)2518

きみつ広域後見支援センター
(君津市社会福祉協議会)

〒299-1152
君津市久保3-1-1
TEL/0439(55)0454
FAX/0439(54)2941

もばら広域後見支援センター
(茂原市社会福祉協議会)

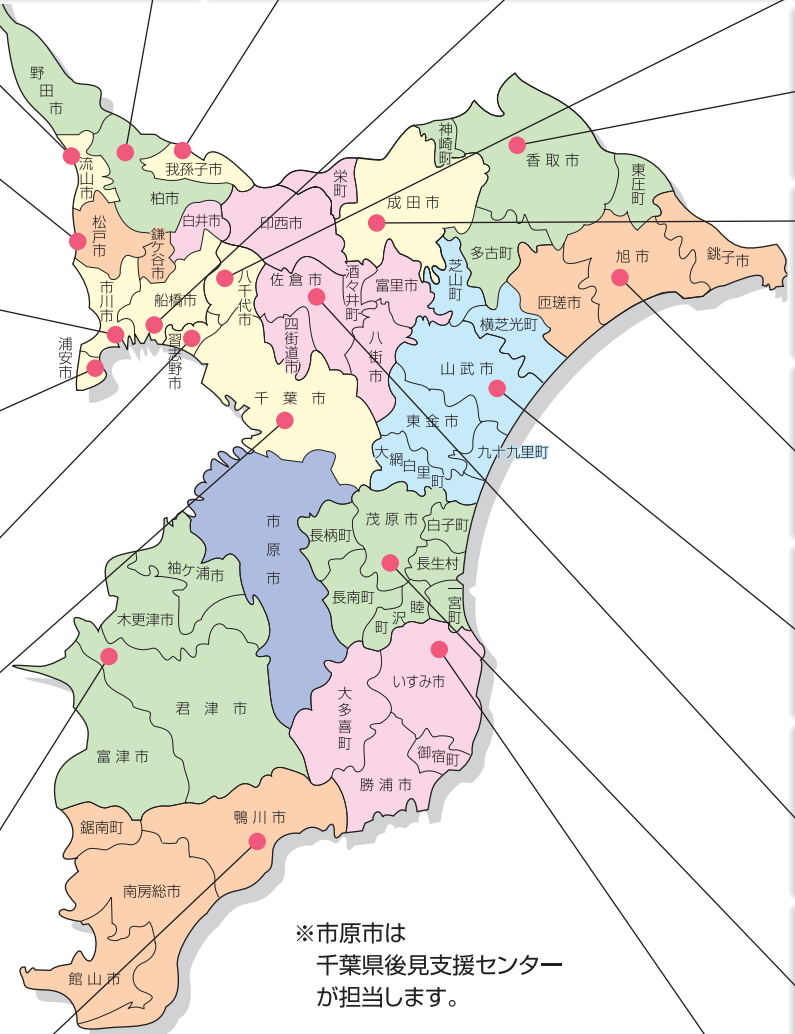
〒297-0022
茂原市町保13-20
TEL/0475(23)4333
FAX/0475(23)6606

かもがわ広域後見支援センター
(鴨川市社会福祉協議会)

〒296-0033
鴨川市八色887-1
TEL/04(7093)5000
FAX/04(7093)0623

いすみ広域後見支援センター
(いすみ市社会福祉協議会)

〒299-4621
いすみ市岬町東中滝720-1
TEL/0470(80)3390
FAX/0470(80)3036



※市原市は
千葉県後見支援センター
が担当します。

千葉県後見支援センター

(社会福祉法人千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508
千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2F
TEL. 043(204)6012 FAX. 043(204)6013
E-mail: smile@chibakenshakyo.com

◎受付時間/月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

(平成24年4月現在)

法律相談のご案内

千葉県後見支援センターでは高齢者や障害者の福祉に関する法律相談を実施しています。事前に予約をしていただければ来所して直接弁護士にご相談できます。また、事前に電話等で相談いただき、後日、千葉県後見支援センター職員が弁護士の助言を文書等で回答することも可能ですのでお気軽にご相談ください。(※来所の場合は予約制になります)

弁護士の来所日は、奇数月第3水曜日午後2～4時の間の約45分(予約状況による)で、相談は無料です。



千葉都市モノレール「市役所前駅」から徒歩3分